

一般社団法人 熱海青年会議所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人熱海青年会議所(英文名 Junior Chamber International Atami)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県熱海市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、熱海市及びその周辺地域の発展に関する事業を実施・展開することにより、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもとに資質の向上と啓発を図るとともに、青年会議所活動の国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (2) 青少年の健全育成に関する事業
- (3) 社会奉仕に関する事業
- (4) 知識の習得、教養の向上及び能力の開発を促進する事業
- (5) 国内及び国外の青年会議所並びにその他諸団体との連携に基づく事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(運営の原則)

第5条 本会は、特定の個人、法人又はその他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

- 2 本会は、特定の政党のための活動を行わない。

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 熱海市及びその近郊に住所又は勤務先を有する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年で、本会の目的に賛同し、理事会において入会を承認されたものをいう。ただし、年度中に満40歳に達した場合は、当該正会員はその年度内において正会員としての資格を有する。
- (2) 特別会員 満40歳に達した年の年度末まで正会員であった者
- (3) 名誉会員 本会に功労があり、理事会で承認されたもの
- (4) 賛助会員 本会の主旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人又は団体で、理事会で承認されたもの

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 本会の会員(特別会員及び名誉会員を除く。)になろうとするものは、所定の入会
手続を経て理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、入会に際し入会金を、正会員及び賛助会員は、毎年度所定の納期に
会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費に関する事項は、総会の決議により別に定める会員資格規程によ
る。

(会員の権利)

第9条 正会員は、この定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業
に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員は、本会のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の議決権、被選挙権及
び選挙権を有しない。

3 名誉会員は、本会のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の議決権、被選挙権及
び選挙権を有しない。

4 賛助会員は、本会のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の議決権、被選挙権及
び選挙権を有しない。

(会員の義務)

第10条 会員は、本定款に定めるもののほか、諸規程を遵守し、本会の目的達成に必要な
義務を負う。

(任意退会)

第11条 会員は、その年の会費を納入し、理事会において別に定める退会届を提出するこ
とにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の3分の
2以上の決議により当該会員を除名することができる。

(1) 本定款又は諸規程に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があるとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、総会の日1週
間前までに理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において弁
明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、本会の会員は次の事由により、その資格を失う。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。

(5) 法人又は団体が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員として
の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還し
ない。

第4章 総 会

(種類)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第16条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 毎年2月に開催される定時総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 事業報告の承認
- (7) 規則の制定、変更及び廃止
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部又は一部の廃止
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程の制定
- (11) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 定時総会は、毎年2月、9月及び12月の3回開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合には、請求があった日から30日以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができるとするときは、14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、当該総会において正会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款で別に規定す

るものを除き、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって決議する。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員は当該総会に出席したものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第25条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事6名以上20名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 本会の役員は、正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りでない。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本会の理事又は使用人を兼務することができない。

4 その他理事及び監事を選任に関して必要な事項は、総会において別に定める。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(理事の任期)

第29条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第30条 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 監事は第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

2 監事を解任するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを行わなければならない。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員責任の免除)

第33条 本会は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(直前理事長等)

第34条 本会に任意の機関として、直前理事長1名及び顧問若干名を置くことができる。

2 直前理事長は、前年度の理事長がこれに当たり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

3 顧問は、正会員の理事長経験者の中から理事長が推薦し、その経験を生かし、本会の運営について必要な助言を行う。

4 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し意見を述べることができる。

5 直前理事長及び顧問の任期は、第29条第1項の規定を準用する。

6 直前理事長及び顧問の解任については、第31条第1項の規定を準用する。

7 直前理事長及び顧問は無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の監督
- (2) 理事長の選定及び解職。ただし、理事長の選定に当たっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- (3) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (4) 規則の制定、変更又は廃止
- (5) 前2号のほか、本会の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他委員会等の必要な組織の設置、変更又は廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第33条の理事及び監事の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(種類及び開催)

第37条 理事会は定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は毎月1回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長又は理事の中から理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、毎年2月に開催される定時総会で承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、毎年2月に開催される定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

第8章 基金

(基金の拠出)

第47条 本会は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第48条 基金の募集、割当て、振込み等の手続、基金の管理、基金の返還等の取扱いについては、理事会による決議による。

(基金拠出者の権利)

第49条 本会は、第54条の規定による解散の時まで、基金をその拠出者に返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還できる。
- 3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ及び信託することはできない。

(基金の返還の手続)

第50条 基金の返還は、総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行う。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 本定款は、総正会員の過半数が出席する総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第53条 本会は、総正会員の過半数が出席する総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部又は一部の廃止をすることができる。

(解散)

第54条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。総会の決議において解散する場合は、総正会員の過半数が出席する総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第56条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第57条 本会は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の経費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第10章 事務局及び公告の方法

(事務局)

第58条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第59条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故、その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 例会及び委員会

(例会)

第60条 本会は、毎月1回以上例会を開催する。

- 2 例会の運営については、事業計画に基づき理事会で別に定める。
- 3 正会員は、例会に出席する義務を有する。

(委員会の設置)

第61条 本会は本定款に定める目的を達成するために委員会を置く。

(委員の任命)

第62条 委員会に委員長1名及び委員若干名を置く。

- 2 委員長は理事の中から理事会の承認を得て理事長がこれを任命し、委員は正会員の中から理事会の承認を得て理事長が任命する。

第12章 補 則

(委任)

第63条 本定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の理事長は、金澤正男とする。

一般社団法人 熱海青年会議所 会員資格規程

第1章 総 則

第1条 本規程は、本会定款第3章に基づき会員の資格及び入会希望者の取扱い等に関する事項を規定したものである。

第2章 入 会

第2条 定款第7条の入会手続は、次のとおり定める。

2 入会希望者は、推薦者を通じ次の各号の書類を本会の入会選考を担当する委員長に提出するものとする。

- (1) 入会申込書
- (2) 入会推薦書(正会員2名による推薦)
- (3) 会員身上調査書(顔写真添付)

3 入会選考を担当する委員長は、理事の中から理事長が指名する。

第3条 前条第2項各号の書類を提出したものについては、本会の活動内容を見極めるために、3か月以内のオブザーバー期間を設けることができる。

2 オブザーバーは入会選考を担当する委員会が指定した、本会の例会、委員会、新入会員セミナーへ各1回以上参加しなければならない。

3 オブザーバーは本会の事業に参加する権利を有する。

第4条 推薦者のうち1名は在籍1年以上経過している者で前年度の例会出席率60%以上の正会員とし、入会希望者に対して青年会議所の意義等について充分説明し、本人の充分なる理解が得られたと認められる場合に限り推薦し、入会後の出席、その他適切な指導をする。

第5条 理事長は入会申し込みがあったときは、入会受付を担当する委員会の書類審査を経て、入会選考を担当する委員会に選考を依頼する。

第6条 入会受付を担当する委員会は入会希望者の窓口となり、推薦者と共に入会希望者に新入会員セミナーを行い、入会に必要な書類を整備する。入会選考を担当する委員会は、入会資格の適否を審査した上で、その結果を理事会に答申する。

第7条 理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。入会の諾否は、入会受付を担当する委員会が推薦者及び入会希望者にその旨通知する。

第8条 入会を承認されたものは、入会金及び会費の納入をもって会員となる。

第9条 やむを得ない事情で退会した会員の再入会の審査は、理事会が行い、入会金は免除する。

第3章 会費の納入

第10条 入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 入会金

正会員	20,000円
特別会員	不要
賛助会員	不要

(2) 会費

正会員	120,000円(年間)
-----	--------------

特別会員 30,000円(終身)

賛助会員 一口10,000円(年間一口以上)

(会費納入の義務)

第11条 正会員は毎年1月31日までに会費を納入し、分割の場合は1月31日までに前期分を納入し、当該年度の6月30日までに後期分を納入しなければならない。ただし、年中途入会した新会員については月割りとすることができる。

2 特別会員は、正会員として制限年齢に達した年の年度末までに、終身会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、賛助会員として理事会で承認された翌月の月末までに、会費を納入しなければならない。この場合、年度途中の入会であっても月割としない。

第4章 休 会

第12条 特別な理由により、翌年1年間出席が不可能なものは、その理由を付した休会届を理事長に提出し、休会することができる。

2 休会中の正会員は、総会での議決権を除き、正会員として有する権利及び義務は停止される。

3 休会期限到来時又は期限到来前に正会員に復帰しようとするとき、又は休会期限の延長を希望するときはその旨を理事長に届け出なければならない。

第5章 特別会員

第13条 定款第6条第1項第2号に定める特別会員は、終身会費の納入があった者とする。

第6章 名誉会員

第14条 正会員及び本会の特別会員でない者で、本会の設立発展に功労のあったものを、理事会の承認により名誉会員とすることができる。

第7章 賛助会員

第15条 賛助会員になることを希望するものは、所定の申込書を理事会に提出しなければならない。

第8章 細 則

第16条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって別に定める。

第17条 休会

(1) 休会は、当年度の11月末日までに一般社団法人熱海青年会議所会員資格規程第12条に則り、当年度理事長へ届け出る。期限を過ぎてしまった場合は、休会を認めないものとする。

(2) 休会したままの卒業は、認めないものとする。

(3) 休会した場合でも、負担金(JCI、公益社団法人日本青年会議所、東海地区協議会、静岡ブロック協議会)に関しては納入を義務付ける。

(4) 正会員に復帰する場合、一般社団法人熱海青年会議所会員資格規程第12条に則り、

当年度理事長へ届け出る。

- (5) 会費に関しては、1月1日から6月30日までの間に復帰する場合、前期分の会費から負担金を差し引いた額とし、7月1日から12月31日までの間に復帰する場合、後期分の額を納入する。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人 熱海青年会議所 役員選任規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、本会定款に基づき、本会の役員(理事長、監事、副理事長、専務理事、理事)の選出方法を定めたものである。

第2条 直前理事長及び顧問への就任については、本規程を適用しない。

第2章 選挙管理委員会

第3条 理事長及び理事当選者を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会(以下「管理委員会」と称する。)を置く。

第4条 管理委員会は、委員長1名及び委員2名の定員3名とし、正会員の中から理事長が理事会の承認を得て、毎年6月30日までに、各々指名により選出する。

2 委員の欠損を生じたときは、その補欠は前項に準じ理事長がこれを指名する。

第5条 管理委員会の任期は4ヶ月とする。ただし、理事会の決議により任期を延長することができる。

第6条 管理委員会は、役員選出に関する事項については秘密保持を責務とする。

2 委員長は管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理及び執行に関して責務を負う。

第7条 管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、7月31日までに5日間事務局に備付け会員の縦覧に供さなければならない。

第8条 前条の名簿に脱漏又は誤載があった場合は、当該有権者において縦覧期間中に理由を記載した文書をもって、管理委員会に異議を申立てることができる。

2 異議申立てがあった場合、委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合は、選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加、あるいは更正を異議申立日より7日以内に行い、且つ遅滞なくその決定を告知しなければならない。ただし、縦覧期間経過後の異議申立ては認めない。

第9条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の少なくとも7日前までに到着するよう有権者に交付若しくは送付しなければならない。

第10条 管理委員会の議事は、全委員の総意により決定する。

第3章 理事長候補者選挙

第11条 次年度の理事長候補者は、正会員の直接選挙により選出する。

第12条 本会の6月30日現在の正会員は、各1個の次年度の理事長候補者の選挙権を有する。但し、会費の納入を遅滞しているもの、休会中の正会員は除く。

第13条 第11条によって選出される次年度の理事長候補者は、当該年度の6月30日現在において、正会員たることを要する。但し、下記に掲げるものは被選挙人となり得ない。

(1) 会費の納入を遅滞しているもの。

(2) 次年度において正会員の資格なきもの。

(3) 副理事長もしくは専務理事を、当該年度を含んで1回以上経験していないもの。但し1回とは、当該年度を除き1年の任期を全うしたものをいう。

(4) 当該年度の6月30日より過去24ヶ月に開催された全例会の出席率が70%に満たないもの。

第14条 次年度の理事長候補者の被選挙権を有するものの立候補は、選挙権を有する3名以上の正会員の推薦を必要とし、管理委員会所定の用紙に必要事項を記載し、選挙執行日の30日前迄に事務局を経て管理委員会に対して行わなければならない。

2 郵送による立候補手続は無効とする。

第15条 管理委員会は立候補者の審査を行い、その資格が正しければ直ちに立候補者名、投票日、投票場所を正会員に告示しなければならない。

第16条 投票は管理委員会所定の用紙を用い、9月におこなわれる通常総会で行う。但し、立候補者1名のみの場合は無投票当選とする。

第17条 投票日に投票を行うことが不可能な事情にある正会員は、投票日以前に所定事項を記入した管理委員会所定の投票用紙を密封したうえで事務局を経て管理委員長宛に提出することが出来る。

2 代理人による委任投票並びに郵送による投票は認めない。

第18条 開票は管理委員会及び監事立合いのうえ、これを行わなければならない。

第19条 理事長候補者選挙においては、有効投票の最多数を得たものを当選者とする。但し、最高得票者が有効投票の過半数を得ないときは、次点者と決選投票を行う。

2 得票者が1位、2位同数の場合は決選投票を行う。

第20条 管理委員会は第11条により選出された次年度の理事長候補者の氏名を、選挙終了後に開催される最初の理事会に通知しなければならない。

第4章 理事長・監事候補者選出委員会

第21条 理事長及び監事候補者を選出するために理事長・監事選出委員会を置く。(以下「選出委員会」と称する)

第22条 選出委員会は現在の理事長、直前理事長、の他に監事・副理事長・専務理事・理事経験者5名によって組織され、現在の理事長が理事会の承認を得て、毎年7月10日迄に、各々指名により選出する。委員長には現在の理事長がこれにあたる。

第5章 理事長・監事候補者の選出

第23条 選出委員会は、第14条による該当者のない場合の理事長候補者1名及び監事候補者3名以内を委員全員の合意によって選出する。但し、委員会は5分の4以上の委員の出席を要し、選出委員会の総意により決定する。

2 前項により選出された理事長・監事候補者は、正当な理由なくしてその推薦を拒否することは出来ない。

第24条 前条によって選出される理事長候補者は、当該年度の6月30日現在において、正会員たることを要す。但し、下記に掲げるものは被選人となり得ない。

(1) 会費の納入を遅滞しているもの。

(2) 次年度において正会員の資格なきもの。

(3) 副理事長もしくは専務理事を、当該年度を含んで1回以上経験していないもの。但し1回とは、当該年度を除き1年の任期を全うしたものをいう。

第25条 第23条によって選出される次年度の監事は、当該年度の6月30日現在において、正会員たることを要する。但し、下記に掲げるものは被選人となり得ない。

(1) 会費の納入を遅滞しているもの。

(2) 次年度において正会員の資格なきもの。

(3) 理事経験なきもの。

第26条 選出委員会は第24条により選出された次年度の理事長候補者、監事候補者の氏名を9月に行われる通常総会の10日前までに告知し、同総会で承認を得て、総会終了後最初の理事会に提出しなければならない。

第6章 理事選挙

第27条 次年度の理事当選者は、正会員の直接選挙により、9月に行われる通常総会で選出する。

2 次年度の理事当選者の数は、理事長・監事候補者選出委員会が理事選挙実施の10日前までに決定する。

第28条 6月30日現在の正会員は、次年度の理事の選挙権を有する。但し、会費の納入を遅滞しているもの、休会中の正会員を除く。

第29条 6月30日現在の正会員は、次年度の理事の被選挙権を有する。但し、下記に掲げる者は除く。

(1) 次年度の理事長候補者、監事候補者に選出されたもの。

(2) 次年度において正会員の資格なきもの。

(3) 会費の納入を遅滞しているもの。

第30条 投票は有権者1名につき1票、被選出人数の連記制とし、且つ無記名とし、有権者は投票日の指定された場所に管理委員会の立合いのもとで直接投票する。

2 次年度理事長候補者が無投票で当選した場合のみ、理事選挙の投票は、投票日以前に所定事項を記入した管理委員会所定の投票用紙を密封したうえで事務局を経て管理委員長宛に提出することが出来る。

第31条 開票は管理委員会および現在の監事の立合いの上、これを行わなければならない。

第32条 得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位が定まらない場合には、同数得票者のみ決戦投票を行う。

第33条 管理委員会は、当選者が確定したときは、遅滞なく当選者の氏名を理事会および正会員に通知しなければならない。

第7章 副理事長及び専務理事の指名選出

第34条 次年度の理事長候補者は、理事の中から次年度の副理事長候補者1名以上4名以内と専務理事候補者1名を指名により選出する。

第35条 次年度の理事長候補者は、選出された次年度の理事及び副理事長候補者・専務理事候補者について当該年度中に開催される総会の前迄に理事会の承認を得なければならない。

第8章 通知・報告・承認

第36条 現在の理事長は本規程の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名を、速やかに全会員に通知しなければならない。

第37条 現在の理事長は、当該年度中に開催される総会において、選出された次年度の役員を改めて報告するとともに役員を選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第9章 役員補充選任

第38条 本規程によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し補充する。但し、下記に掲げるものは被選出人となり得ない。

- (1) 選出委員会において監事に選出せられたもの。
- (2) 次年度において正会員の資格なきもの。
- (3) 会費の納入を遅滞しているもの。現在の理事長は役員補充選任が行われた以後最初の総会において役員選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第10章 細 則

第39条 本規程の施行に関する細則は理事会の決議をもって定める。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人 熱海青年会議所 庶務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、本会定款第58条に基づき本会の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、慶弔旅費等に関する事項を規定するものである。

第2章 事務局

第2条 事務局には、事務局長を置き、事務局長は事務局の統轄及び管理に当たる。

第3条 総会および理事会の議事録は議事録作成人がこれを作成し、事務局に備え付けるものとする。

2 議事録作成人は議長が指名する。

第4条 事務局は事業年度ごとに次の分類に従い文書等を整理及び保存しなければならない。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 本会の定款及び諸規程 | 永久保存 |
| (2) 総会及び理事会の議事録 | 永久保存 |
| (3) 本会会報綴り | 永久保存 |
| (4) 会員台帳及び入会申込書 | 永久保存 |
| (5) 理事会で必要と認めた文書 | 永久保存 |
| (6) 本会内部の文書 | 5年間保存 |
| (7) 事務局日誌 | 3年間保存 |
| (8) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴り | 1年間保存 |
| (9) 受発信簿 | 1年間保存 |
| (10) 前各号に属さない文書 | 1年間保存 |

第5条 事務局長は備品台帳を整備し、貸出、回収、廃棄等を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会計経理

第6条 本会の会計に用いる諸帳簿は次のとおりとする。

- (1) 帳簿（総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿）
- (2) 決算書類及諸表（①事業報告書 ②貸借対照表 ③損益計算書）
- (3) 伝票（入金伝票、出金伝票、振替伝票）

第7条 金銭の出納は財務担当理事が対応し、次の証憑を揃えて起票し期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については発行した領収書控
- (2) 支出については受領した領収書
- (3) 領収書徴収不能のものについては徴収不能理由を記載した支払証明書

第8条 財務担当理事は決算に当たって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は原則としてそれぞれ担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、かつ整理し銀行預金残高証明書等証拠書類を整えなければならない。

第9条 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 決算書類 | 永久保存 |
| (2) その他会計書類 | 5年間保存 |

第4章 慶弔

第10条 会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金又は記念品を贈る。

- | | |
|--|---------|
| (1) 正会員の結婚 | 10,000円 |
| (2) 正会員の死亡 | 30,000円 |
| (3) 正会員の長期(10日以上入院)にわたる傷病 | 5,000円 |
| (4) 正会員の子息の誕生 | 10,000円 |
| (5) 正会員の配偶者の死亡 | 30,000円 |
| (6) 正会員の父母・子供の死亡 | 10,000円 |
| (7) 以上の他必要と認められたとき理事長、副理事長及び専務理事の協議によりこれを決定し、理事会に報告する。 | |

第5章 旅費

第11条 本会の公務出張に対しては次のとおり旅費を支給することができる。

- (1) 目的地までの往復普通料金相当額(要務の都合により特別急行料金を加算する。)
- (2) 宿泊料金は実費相当額
- (3) 日当は1日5,000円

第6章 細則

第12条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人 熱海青年会議所 会計規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、本会定款第7章に基づき、会計の基準を定め、財務の適正化をはかることを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 法令及び定款に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って行う。

(会計の区分)

第3条 本会の会計は、次のとおりとする。

- (1) 実施事業等会計
- (2) その他会計
- (3) 法人会計

(会計担当者)

第4条 本規程を運用する職制と職責については、理事長が理事会の承認を経て、別にこれを定める。

(総額表示)

第5条 計算書類に記載する金額は、総額をもって表示する。

第2章 予算

(総計予算主義の原則)

第6条 会計年度における一切の収入及び支出は、予算に計上しなければならない。

(補正予算)

第7条 予算の編成後に生じた事由に基づいて、予算に変更を加える必要がある場合は、補正予算を編成することができる。

(経理の公開)

第8条 会員は、予算の執行の状況を把握するため、財政局又はこれらの管理に属する機関で権限を有する者に対して会計資料の閲覧の申出をすることができる。

- 2 会計担当者は、予算の適正な執行を確保するため、少なくとも6ヶ月に一度以上収入及び支出の実績について理事会に報告をしなければならない。

第3章 収入

(収入の扱い)

第9条 金銭の収納に際しては、会計担当者の押印を受けた領収書を発行しなければならない。

- 2 前項の場合は、収納者の責任者において伝票を作成しなければならない。

第4章 支出

(支出の扱い)

第10条 会計担当者は、金銭の支出に際し、証拠書類に基づいて伝票を作成しなければならない。

(固定資産物品の取得)

第11条 什器備品等のうち1単位の取得価格が200,000円以上で、かつ、耐用年数が1年以上のもの の取得及びその相当額の補助等を行う場合は、理事会の承認を必要とする。

(支出の方法)

第12条 会計担当者は、当該支出が法令、定款又は、予算に違反していないことを確認した上でなければ支出することができない。

(予算の残高確認)

第13条 会計担当者は、毎月末預金残高を銀行残高と照合し、また、決算期末には帳簿残高と、銀行残高証明書と、照合確認しなければならない。

2 取扱金融機関は、熱海市内に店舗を有する金融機関とする。

第5章 決算

(決算報告)

第14条 会計担当者は、会計年度末において決算整理をし、翌事業年度の2月定時総会開催の2週間前までに貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他の関係書類を監事に提出しなければならない。

2 監事は、その所見を付した監査報告を総会に提出しなければならない。

(会計書類の閲覧)

第15条 総会の日 の1週間前から前条第1項の会計書類を事務局に備え置き、会員の閲覧に供しなければならない。

第6章 雑則

(会計書類の保存)

第16条 会計書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 財務諸表 5年
- (2) 会計書類 5年
- (3) その他書類 3年

(印鑑の保存)

第17条 本会の印鑑は、理事長の責任において保管及び使用しなければならない。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人 熱海青年会議所 運営規程

第1章 総 則

第1条 本規程は、本会の運営を円滑にし、その目的を達成するため、組織、運営等に関する事項を規定するものである。

第2章 役員の仕事

第2条 本会の役員は定款に定める事項のほか、次の職責を負う。

(1) 理事長

- ① 本会の代表として対外的な発言をし、すべての事業の総括責任を負う。
- ② 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

(2) 直前理事長

常時理事会に出席し、意見を求められたときに理事長経験を生かし、必要な助言を行う。

(3) 副理事長

本会の円滑な運営及び対外的な活動に際して理事長を補佐する。

(4) 専務理事

理事長を補佐し、各委員会の連絡調整を図る。

(5) 理事

- ① 理事は、本会の目的達成のために、事業を企画、検討及び実施し、かつその成果を確認して議事録又は報告書を10日以内に副理事長を経て、理事長に提出する。
- ② 財務担当理事は、金銭の出納及び諸帳簿の責任管理をし、かつ年度終了後遅滞なく財務に関する決算書類を作成し、理事長に提出する。
- ③ 各理事の職務分掌に疑義が生じた場合は、理事会の決定に従う。

(6) 顧問

理事会に出席し、意見を求められたとき理事長経験を生かし、必要な助言を与える。

(7) 監事

- ① 監事は本会の業務及び財産状況を監査し、必要あるときは理事長に報告を提出しなければならない。
- ② 監事は他の職務を兼務することができない。

第3章 出 席

第3条 総会・例会及び出席義務として理事会において確定された出席義務事業の担当者は、出席者を確認し、理事会に報告する。

2 正会員は公式行事に出席する際には、決められた服装を着用する。

第4章 委 員 会

第4条 定款61条の規定に基づき、定款第3条の目的を達成するための委員会を置く。

2 別に必要あるときは、理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

第5条 委員会には委員長1名、副委員長1名以上2名以内、及び相当数の委員を置く。

2 委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。

3 副委員長及び委員は、正会員の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。

第6条 委員会の事業計画及び事業実施計画については、理事会の承認を得て、総会で決議する。

2 委員会は理事会の承認なくして対外活動を実施し、又は、外部団体との事業を提携してはならない。

第7条 各委員会の職務分掌は、理事会の承認の上総会で決議する。

第5章 褒 賞

第8条 理事長は、理事会の承認を経て、本会の目的達成に顕著な功績のあった個人、団体、会員及び委員会に対し褒賞を行うことができる。

第9条 褒賞は理事会の決定により行い、その方法は、理事会の決定による。

第10条 会員として10年、15年及び20年に達した者は褒賞する。

第6章 細 則

第11条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

民法(抜粋)

第33条 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス

第34条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第34条ノ2 社団法人又ハ財団法人ニ非ザルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財団法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

第35条 営利ヲ目的トスル社団ハ商事会社設立ノ条件ニ従ヒ之ヲ法人ト為スコトヲ得

2 前項ノ社団法人ニハ総テ商事会社ニ関スル規定ヲ準用ス

第36条 外国法人ハ国、国ノ行政区画及ヒ商事会社ヲ除ク外其成立ヲ認許セス 但法律又ハ条約ニ依リテ認許セラレタルモノハ此限ニ在ラス

2 前項ノ規定ニ依リテ認許セラレタル外国法人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ私権ヲ有ス 但外国人カ享有スルコトヲ得サル権利及ヒ法律又ハ条約中ニ特別ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス

第37条 社団法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

1. 目的
2. 名称
3. 事務所
4. 資産ニ関スル規定
5. 理事ノ任免ニ関スル規定
6. 社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定

第38条 社団法人ノ定款ハ総社員ノ4分ノ3以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ変更スルコトヲ得 但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

2 定款ノ変更ハ主務官庁ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効カヲ生セス

第44条 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

2 法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス

第45条 法人ハ其設立ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ2週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ3週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス

2 法人ノ設立ハ其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ対抗スルコトヲ得ス

3 法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テハ3週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス

第46条 登記スヘキ事項左ノ如シ

1. 目的
2. 名称
3. 事務所
4. 設立許可ノ年月日
5. 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期
6. 資産ノ総額
7. 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法
8. 理事ノ氏名、住所

2 前項ニ掲ケタル事項中ニ変更ヲ生シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ2週

間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ3週間内ニ其登記ヲ為スコトヲ要ス 登記前ニ在リテハ其変更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

3 理事ノ職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其仮処分ノ変更若クハ取消アリタルトキハ主タル事務所及ビ其他ノ事務所ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス 此場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス

第51条 法人ハ設立ノ時及ヒ毎年初ノ3个月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス 但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及ヒ其年度ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス

2 社団法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員ノ変更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス

第52条 法人ニハ1人又ハ数人ノ理事ヲ置クコトヲ要ス

2 理事数人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行為ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第53条 理事ハ総テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス 又社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ従フコトヲ要ス

第54条 理事ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第55条 理事ハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第56条 理事ノ欠ケタル場合ニ於テ遲滞ノ為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ仮理事ヲ選任ス

第57条 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理権ヲ有セス 此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第58条 法人ニハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以テ1人又ハ数人ノ監事ヲ置クコトヲ得

第59条 監事ノ職務左ノ如シ

1. 法人ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト
2. 理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト
3. 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官庁ニ報告スルコト
4. 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト

第68条 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

1. 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
 2. 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能
 3. 破産
 4. 設立許可ノ取消
- 2 社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス
1. 總會ノ決議
 2. 社員ノ欠亡